

日野振興センター建築物環境衛生管理業務仕様書

1 業務の名称

日野振興センター建築物環境衛生管理業務

2 業務対象施設

(1) 所在地

日野郡日野町根雨 140 番地 1

(2) 施設名

鳥取県西部総合事務所日野振興センター

3 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）の基準に従い、次の業務を実施する。

(1) 建築物環境衛生管理技術者の選任

ア 業務内容

建築物環境衛生管理業務の監督

イ 選任期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(2) 空気環境測定

ア 業務内容

浮遊粉じん量、CO 含有率、CO₂ 含有率、温度、相対湿度、気流の量を測定する。（1 箇所につき 2 度測定）

イ 実施回数

年 6 回（4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月）

ウ 測定場所

6 箇所（本庁舎 5 箇所、会議室棟 1 箇所） ※詳細な測定場所は、実施時に協議する。

(3) 飲料水の残留塩素等測定

ア 業務内容

飲料水の水質等について次の項目を測定する。

a 残留塩素

b 法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号イにおいて定める 15 項目

一般細菌、大腸菌群、硝酸性・亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等、pH 値、味、臭気、色度、濁度、鉛、亜鉛、鉄、銅、蒸発残留物

c 法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号ロにおいて定める 12 項目

シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

イ 実施回数

- a 年 52 回（7 日に 1 回）
- b 年 2 回（10 月、1 月）
- c 年 1 回（9 月）

(4) 貯水槽の清掃

ア 業務内容

受水槽（13 トン、FRP 製 2 槽式）、高架水槽（6 トン、FRP 製 2 槽式）の清掃

イ 実施回数

年 1 回（9 月）

(5) 害虫防除

ア 業務内容

防除害虫（ねずみ、ゴキブリ等）の発生等の調査を行い、調査結果に基づき必要な措置を講ずる。

なお、防除のため、殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いること。

イ 実施回数

年 2 回（6 月、12 月）

ウ 実施範囲

日野振興センター本庁舎、会議室棟及び渡り廊下（防除面積 3,067.566 m²）

なお、施工場所については別表のとおりとするが、業務の履行期間中に調査結果等による施工場所の変更や追加があっても契約金額の変更契約は行わない。

5 作業工程表及び作業報告書の提出

(1) 作業工程表

各年度の業務開始前に、当該年度の作業工程表を作成の上、発注者に 1 部提出すること。

(2) 作業報告書

ア 当月の業務完了後は、翌月の 10 日（ただし、3 月にあっては 3 月 31 日）までに作業報告書を提出し、発注者の確認を受けること。

イ 作業報告書は、当該業務を実施し、報告に必要な 4 の業務内容に記載された項目及び写真等が網羅されている内容のものであれば任意様式で可とする。

6 費用負担

(1) 業務に必要な機材、機器及び消耗品は受託者の負担において準備すること。

7 その他

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ文書による委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 再委託等の禁止

ア 受託者は、委託者の承認を受けずに再委託をしてはならない。

イ 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託を承認しないものとする。

(ア) 再委託の契約金額が再委託する年度の委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本委託業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受託者は、アの承認を受ける第三者に再委託を行う場合、再委託先に委託業務に係る契約

に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して責任を負わせるものとする。

(3) 守秘事項等

ア 受託者は、業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

イ 受託者は、業務の実施により取得した個人情報の取扱いについて、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 業務の調査等

委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査し、受託者に対して報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

(5) 業務の引継ぎ

業務の履行期間中又は契約満了時に受託者が変更された場合、新たな受託者が業務を実施するに当たり、その連絡調整を求めてきたときは、新たな受託者の業務の迅速かつ円滑な設置について協力しなければならない。

(6) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。